

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 環境課

許認可等の内容		特定事業の変更の許可
根拠法令等及び条項		土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条
	参考事項	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
	設定等年月日	平成19年10月1日設定 令和7年4月1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (変更の許可等)</p> <p>第17条 第10条の許可を受けた者は、第14条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第12条及び第13条の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 変更の内容及び理由</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第10条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の特定事業の期間が満了する日とすることができない。</p> <p>4 第10条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>	

